

事業者番号

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

提出先		国土交通大臣	殿
	○	運輸局長	殿

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書

貨物利用運送事業事業報告書

年上・下・全期

年 月 日から 年 月 日まで

事業種類

	一般貨物（特別積合せ・有）		鉄軌道業
	一般貨物（特別積合せ・無）		自動車道事業
	貨物利用運送事業		その他事業

(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

あて 住 所

事業者名

代表者名

(役職名及び氏名)

電話番号

経営規模

資本の額又は出資の総額	千円	発行済株式総額	株
-------------	----	---------	---

主な株主 (所有株式数の多い順に5名を記載すること)

株主名	発行済株式総数に対する割合 (%)

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役等 (理事)			
会計参与			
監査役等 (理事)			

経営している事業

事業の名称	従業員数 (人)	営業収入 (売上高) 構成比率 (%)
合計		100%

備考

- 従業員数は、給料支払いの対象となった月別支給人員 (臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算) の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法 (平成17年法律第86号) 第2条の第12号に規定する指定委員会等設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

一般貨物自動車運送事業損益明細表

貨物利用運送事業損益明細表
年 月 日から 年 月 日まで
住 所
事業者名

(単位:千円)

営業収益	運送収入	貨物運賃			
		その他			
		計			
	運送雑収		合計		
営業費用	運送	人件費		(注1) ()	
		燃料油脂費	ガソリン費		
			軽油費		
			その他		
			計		
		修繕費	事業用自動車		
			その他		
			計		
		減価償却費	事業用自動車		
			その他		
	計				
	費用	保険料			
		施設使用料			
		自動車リース料			
		施設賦課税			
		事故賠償費			
		道路使用料			
		フェリーボート利用料			
		その他		(注2) ()	
		計			
一般管理費		人件費			
	その他				
	計				
合計		計			
営業損益					
営業外収益	金融収入				
	その他				
	計				
営業外費用	金融費用				
	その他				
	計				
営業外損益					
経常損益					

(注1) 運送費中の「人件費」には、運転者、修理工、運行管理者等の専ら事業用自動車の運行に従事する者の人件費を、内数として括弧書きで明記すること。
(注2) 備車費、下請費他の事業者を支払った費用を、内数として括弧書きで明記すること。

事業者番号

一般貨物自動車運送事業人件費明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所

事業者名

(単位:千円)

区 分	運 送 費			一 般 管 理 費	合 計
	運 転 者	そ の 他	計		
役 員 報 酬					
給 料 ・ 手 当					
賞 与					
(小 計)					
(支給延人数) (人月)					
退 職 金					
法 定 福 利 費					
厚 生 福 利 費					
臨 時 雇 賃 金					
(雇用延人員) (人日)					
そ の 他 の 人 件 費					
合 計					

- 備考
1. (支給延人員) 欄には、給料支払の対象となった月別人員の当該事業年度における合計人員 (人月) を記載すること。
 2. (雇用延人員) 欄には、臨時雇賃金支払の対象となった日ごとの人員の当該事業年度における合計人員 (人日) を記載すること。
 3. 運送費に係るその他の項については、荷扱手・助手、事務員等の給料・手当等について記載すること。

財務諸表

損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

事業者名

科 目		収 益	費 用	損 益		
経 常 損 益	営業 損 益	特別積合せ	千円	千円	千円	
		その他				
		その他事業	利用運送事業			
			事業			
			事業			
		その他事業				
	計					
	営業外 損 益	金融損益			/	
		流動資産等売却損益			/	
		その他損益			/	
計						
合 計						
特 別 損 益	固定資産売却損益			/		
	前期損益修正損益			/		
	補助金に係る損益			/		
	その他特別損益			/		
	合 計					
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)				千円		
法人税等						
法人税等調整額						
当期純利益 (当期純損失)						

貸借対照表

年 月 日現在

事業者名

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産		I. 流動負債	
現金預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
未収運賃		短期借入金	
有価証券		1年以内返済予定の長期借入金	
商品		1年以内償還予定社債	
貯蔵品		未払金	
前払費用		未払費用	
前払金		未払法人税等	
未収還付消費税等		未払消費税等	
未収収益		前受金	
短期貸付金		預り金	
立替金			
		賞与引当金	
		繰延税金負債	
繰延税金資産		その他流動負債	
その他流動資産		《流動負債合計》	
貸倒引当金	△	II. 固定負債	
《流動資産合計》		社債	
II. 固定資産		長期借入金	
1. 有形固定資産		退職給付引当金	
車両運搬具		役員退職慰労引当金	
建物			
構築物		繰延税金負債	
機械装置		その他固定負債	
工具器具備品		《固定負債合計》	
		負債の部合計	
土地		(純資産の部)	
建設仮勘定		I. 株主資本	
(有形固定資産合計)		資本金	
2. 無形固定資産		新株式申込証拠金	
のれん		資本剰余金	
ソフトウェア		資本準備金	
		その他資本剰余金	
(無形固定資産合計)		(資本剰余金合計)	
3. 投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券		利益準備金	
関係会社株式		任意積立金	
出資金		その他利益剰余金	
長期貸付金		(利益剰余金合計)	
長期前払費用		自己株式	△
破産更生債権等		自己株式申込証拠金	
		《株主資本合計》	
繰延税金資産		II. 評価・換算差額等	
貸倒引当金	△	その他有価証券評価差額金	
(投資その他の資産合計)		土地再評価差額金	
《固定資産合計》		繰延ヘッジ損益	
III. 繰延資産		《評価・換算差額合計》	
		III. 新株予約権	
《繰延資産合計》		純資産の部合計	
資産の部合計		負債の部・純資産の部合計	

注 記 表

①重要な会計方針に係る事項に関する注記	資産の評価基準及び評価方法					
	固定資産の減価償却の方法					
	引当金の計上基準					
	収益及び費用の計上基準					
	その他重要な事項					
②会計方針又は表示方法の変更に関する注記						
③貸借対照表に関する注記	担保に供されている資産等					
	貸倒引当金		短 期	千円	長 期	千円
	減価償却累計額					
	保証債務、手形遡及義務、損害賠償義務等の債務					
	関係会社 に対する	金銭債権	短 期	千円	長 期	千円
		金銭債務	短 期	千円	長 期	千円
	取締役等 に対する	金銭債権	短 期	千円	長 期	千円
金銭債務		短 期	千円	長 期	千円	
④損益計算書に関する注記	関係会社 との取引	営業取引		千円		
		営業取引以外		千円		
⑤株主資本等変動計算書に関する注記	発行済株式の数					
	自己株式の数					
	配当に関する事項	事業年度中に行った配当		千円		
		事業年度の末日後に行う配当		千円		
新株予約権の目的となる株式の数						
⑥税効果会計に関する注記	繰延税金資産					
	繰延税金負債					
⑦リース使用固定資産に関する注記	取得原価相当額			未経過リース料相当額		
	減価償却累計額相当額			その他重要な事項		
⑧関連当事者との取引に関する事項						
⑨1株当たり情報に関する注記		純資産額	円	当期純利益	円	

その他の注記事項

消費税等の会計処理:税抜方式

貨物自動車運送事業報告規則に基づく報告書類の 取扱要領について 記載要領（抜粋）

貨経第17号
貨陸第53号
平成3年5月1日
貨物流通局経済課長
貨物流通局陸上貨物課長

貨物自動車運送事業法の施行に伴い、同法第60条第1項に基づく貨物自動車運送事業報告規則が公布され、平成2年12月1日より施行されているが、今般、報告規則に基づく報告書類の取扱要領を下記のとおり定めたので、関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

今回の報告規則では、貸借対照表及び損益計算書の様式及び勘定科目については定められていないが、この趣旨は貨物自動車運送事業法が事業規制の緩和を目的としたことにかんがみ、貸借対照表及び損益が、計算書についても、一般に公平妥当であると認められる会計の原則に従う限り、事業者において任意に作成することとしたものである。具体的には以下のとおりである。

- ① 商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号）により作成することを原則とする。
 - ② 証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでよい。
- なお、提出する貸借対照表及び損益計算書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（以下略）

（注）適用法令「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）」は「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）」になりました。

記 載 要 領

損益計算書

1. 損益欄が損失となる場合は△印を付して記載すること。
2. 損益計算書に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。

貸借対照表

1. 営業取引によって生じた金銭債権及び金銭債務は、それぞれ流動資産及び流動負債の欄に記載すること。
2. 剰余金が欠損金となる場合及び評価・換算差額等の項目等に記載される金額が負の値となる場合には、△印を付して記載すること。
3. 貸借対照表に関する注記は、注記表の記載要領に従い、それぞれの該当欄に記載すること。
4. 固定資産は、減価償却累計額を控除した残額を記載すること。なお、有形固定資産の減価償却累計額は、その累計額を注記表の記載要領に従い、記載すること。
5. 特定の科目に関する注記については、その関連する貸借対照表の科目と注記した欄とに※印と番号を付し、その関連が明らかになるようにすること。
6. 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他その設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。また、各資産の区分に応じ、一括して表示することを妨げない。なお、各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

7. 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。
8. 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額についても同様とする。

注記表

1. 公認会計士又は監査法人の監査を受けている会社については、本様式によらず、会社計算規則第五章に定める原則的な注記表の添付が望ましい。
2. 注記表のうち、非公開会社(発行する株式の全てについて、定款において、株式の譲渡に株式会社の承認を要する旨を定めている会社)については、①、②及び⑤以外の注記については省略することが可能である。
3. 『①重要な会計方針に係る事項に関する注記』には、計算書類の作成のために採用している会社処理の原則及び手続並びに表示方法を記載する。ただし、重要性が乏しいもの及びその採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。
4. 『②会計方針又は記載の方法の変更の内容・理由及びその増減額』について、その変更による影響が軽微であるときは、その記載を省略することができる。
5. 『③貸借対照表に関する注記』については次の例による。
 - ・資産が担保に供されているときは、資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額を記載すること
 - ・貸倒引当金を直接控除方式によった場合は、その金額を記載すること
 - ・各固定資産の資産別の減価償却累計額(一括項目として注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)を記載すること。
 - ・保証債務、手形遡及義務、損害賠償義務等の債務は、その内容及び金額を記載すること。ただし、負債の部に計上したものについてはこの限りではない。
 - ・関係会社(親会社、子会社、関連会社、報告会社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社)に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期ごとに一括して記載すること。
 - ・取締役等(取締役、監査役、理事等)に対する金銭債権又は金銭債務は、それぞれ長期、短期ごとに一括して記載すること。
6. 『④損益計算書に関する注記』には、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
7. 『⑤株主資本等変動計算書に関する注記』については次の例による。
 - ・発行済株式数及び自己株式数について、種類株式を発行している会社については、種類ごとの株数を記載すること。
 - ・配当に関する事項には、それぞれ配当金の総額等を記載すること。
8. 『その他の注記事項』には、会社法に定められている①～⑤以外の注記事項、その他会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

その他

1. 事業報告書は、毎事業年度の経過後百日以内に提出すること。
2. 消費税等の実施に伴う事業報告書作成上の留意点は次の通り。
 - ・財務諸表は税抜方式により作成すること。
 - ・注記表の『その他の注記事項』の欄に、消費税等の会計処理は税抜方式により行っていること及び資産に係る控除対象外消費税等の処理方法について記載すること。
 - ・事業年度における仮受消費税等と仮払消費税等については、相殺を行い、相殺後の金額を未払消費税等又は未収還付消費税等の科目で貸借対照表に計上すること。
 - ・簡易課税制度を選択している事業者等において、上記相殺後の金額と実際の納付額との間に差異が発生した場合、当該差異は営業外損益のその他損益の欄に含めて記載すること。
3. 『株主資本等変動計算書』は新会社法で、全ての株式会社で作成を義務付けられているが、事業報告書においては、提出は任意で良い。